

#### 追加条項 P-6810\_210118

甲は、乙が提供する SE サービス クラウド運用サービスを導入するために必要な注文書記載のサービス（以下「本サービス」という）を、次の各号に従い乙に依頼するものとします。

- (1) 甲は、「設定依頼書」に必要情報を記入し、乙に交付するものとします。
- (2) 乙は、「設定依頼書」にもとづき、「本サービス」の提供に必要な次の環境を乙所定の施設に構築し、構築完了後すみやかに甲に通知するものとします。
  - ①稼働状況の監視、復旧支援の初期設定
  - ②一部の運用代行の初期設定
- (3) 甲は乙の通知にもとづき「本サービス」に必要な環境の設定、設置を実施し、終了確認を証する書面（以下「終了確認証」という）を乙に交付するものとします。
- (4) 前号の「終了確認証」の交付をもって、「本サービス」は完了するものとします。
- (5) 乙は、前各号のサービスが完了希望日までに完了できない事由が生じた場合、すみやかに甲に対し通知し、その扱いについて別途協議するものとします。
- (6) サービス完了後、甲は、注文書記載の支払条件にもとづき乙にサービス料金を支払うものとします。乙が、サービスを着手したにもかかわらず、乙の責によらずサービスを完了できなかった場合でも、甲は乙に対してサービス料金を支払うものとします。

以上